

申入書

2023年 6月 7日

〒160-0022

東京都新宿区新宿3・1・13京王新宿追分ビル9F

株式会社メディビューティー

代表取締役 久保 瞳 殿

〒700-0026

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

内閣總理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316 FAX : 086-230-6880

H P : <https://okayama-con.net/>

e-mail : npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

拝啓 貴社におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

1. 当法人からの申入れ等に対する貴社対応の経過

当法人より、貴社に対し、令和3年（2021年）9月17日付で「申入書」を送付させていただいた後、貴社からは、令和3年10月29日付で条項の見直しに時間を要する旨の「回答書」をいただきましたが、同文書は令和3年2月14日付で貴社からいただいた「回答書」とほぼ同趣旨のものでしたので、当法人より更に令和4年1月12日付で「問合書」を送付させていただいております。

貴社からの回答内容としましては、当法人の指摘に異論を唱えるものではなく、条項の改善を行うには時間を要するとの趣旨であると理解しておりましたが、その後は貴社からの連絡や回答も無く、貴社への申入対象の広告表示が概ね従前のままである（いわゆる「強調表示」と「打消表示」の間隔が離れすぎている）といった

現状においては、依然として、貴社の不当表示が不特定かつ多数の消費者に対して行われていると考えざるを得ません。

2. 貴社のホームページ上の不当表示（本日現在）

（1）「強調表示」と「打消表示」の間隔が離れすぎていること、割賦販売での総支払い額、支払い期間、支払い回数、割賦手数料の料率（実質年利）の記載がないこと（有利誤認）

貴社のホームページ上には、「最短6ヶ月で卒業！全身脱毛 月額3,300円（税込）」といった表示が大きく付され（強調表示）、その後に「打消表示」を示す「※」が付されていますが、「※」の説明自体は「今すぐ！無料カウンセリング予約」といった他の表示ボタンを隔てた位置に小さく表示されているに過ぎません（添付資料参照）。

「月額3,300円（税込）」というのは、施術1回あたりの金額ではなくクレジットで36回の分割払いにした場合の月々の支払額であるところ、貴社はホームページ上にて「最短6ヶ月で卒業！全身脱毛 月額3,300円（税込）」の表示や「かかる費用は、月額3,300円（税込）」の表示については、大きな文字での表示（強調表示）をしている一方で、総額表示（打消表示）とその説明については強調表示とは離れた位置に配置し、極小の文字で表示しておられます。

支払い条件が月額3,300円×36回払い=総額111,800円となるべきところ、貴社の強調表示から離れた位置に打消表示がなされることにより、「低価格で負担にならない！」といった表記と相俟って、あたかも実際の価格よりも割安であるかのような誤解を消費者に与えるものであります。

したがって、貴社の月額の割賦金額と総額表示との間隔が離れすぎていることは景表法5条2号（有利誤認表示）を招くものと考えます。

（2）「初月0円」の表示（有利誤認）

この点に鑑みると、貴社の「初月0円」の表示についても、消費者に初回の施術代が無料であるとの誤解を与える表記であるため、初回の施術代を無料とする扱いでなければ、景品表示法第5条第2号の「商品又は役務の価格その他の取引条件」について、「実際のもの（中略）よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消

費者に誤認される」べき表示（有利誤認表示）に該当すると考えます。^{よりいひ}
東京都消費者被害救済委員会の事業実績（紛争処理）「事案92」においても、分割払いが翌月以降の支払いとなることをもって、「今なら初月0円」とうたつていたことも有利誤認となる可能性があるとの報告がなされています。

3. 脱毛エステに関する解約トラブルの現状、措置命令

（1）東京都消費者被害救済委員会の事業実績（紛争処理）「事案92」の引用

本件で相手方は、インターネット上の広告で「月々2,990円」、「今だけ初月0円」、「フェイシャル毎回無料」の表示や、「最短3カ月で脱毛卒業！」、「他社3年 当社3カ月 最短2年9カ月短縮可能」等の表示を行っている。

まず、月額2,990円で最短3か月の合計8,970円でサービスを受けられるかのような表示をしているが、実際には、本件の申立人がそうであるように、施術回数が多いほど効果があるとして、3か月では終わらないぐらいの多くの回数の施術を申し込むよう勧誘されることから、景品表示法第5条第1号で定められている、商品または役務の内容について、「実際のものよりも著しく優良であると示す優良誤認表示にもあたりうる。

また、「月額2,990円」という表示によって、消費者に対してサブスクリプションの月額料金と同様、毎月、安価な定額料金を支払えば良いかのような印象を与えているが、この金額は実際には最安値のコース（6回コース）を分割払いにする場合の金額である。

そのことから、同法第5条第2号の「商品又は役務の価格その他の取引条件」について、「実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される」表示（有利誤認表示）に該当しうる。

【参考】

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/funsoushori_3.html

（2）セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する景品表示法に基づく措置命令（報告書13頁）の引用

これによると、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」「最短3

カ月で脱毛完了」等の表示につき、実際には3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額が64,790円以上であったにもかかわらず、あたかも本件役務が最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額を4,227円であるかのように表示していたとして、同法第5条第2号の有利誤認に該当すると判断されている。

【参考】

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027789/>

4. 改善要求

こういった報告や消費者庁の措置命令の趣旨に鑑みますと、貴社の広告表示には上記と同様の問題点が見受けられるため、上記報告と同様の被害が予想されます。

有利誤認、優良誤認と認められるような表示の場合は、当然違法であり、場合によっては景品表示法上の課徴金が課される可能性もあります。消費者に誤解を与えないためにも不当表示は直ちに削除ないし改善していただくことを強く求めます。

具体的には、上記「2. (1)」については、「全身脱毛6回プラン〔36回払い〕の毎月のお支払い金額です。総額：118,800円（税込）」といった総額表示（打消表示）を「※」の付近に配置し大きく表示する等、速やかに改善されるよう求めます。

また、上記「2. (2)」については、「初月0円」の表示を速やかに削除されるよう求めます。

以上、貴社に対し、あらためて当法人からの申入れ内容について、消費者被害の予防のため早急に実現していただきますよう申入れさせていただきます。

つきましては、本書面受領後、1ヶ月以内に貴社表示の改善をなされるよう強く要望いたします。もし改善がみられない場合は、当法人において、貴社表示の使用にかかる差止め請求訴訟の提起もせざるを得ませんので、念のため申し添えます。

敬具

(4) 景品表示法

本件で相手方は、インターネット上の広告で「月々2,990円」、「今だけ初月0円」、「フェイシャル毎回無料」の表示や、「最短3カ月で脱毛卒業!」、「他社3年 当社3カ月 最短2年9カ月短縮可能」等の表示を行っている。

まず、月額2,990円で最短3か月の合計8,970円でサービスを受けられる¹⁸かのような表示をしているが、実際には、本件の申立人がそうであるように、施術回数が多いほど効果があるとして、3か月では終わらないぐらいの多くの回数の施術を申し込むよう勧誘されることから、景品表示法第5条第1号で定められている、商品または役務の内容について、「実際のものよりも著しく優良であると示す優良誤認表示にもあたりうる。

また、「月額2,990円」という表示によって、消費者に対してサブスクリプションの月額料金と同様、毎月、安価な定額料金を支払えば良いかのような印象を与えているが、この金額は実際には最安値のコース（6回コース）を分割払いにする場合の金額である¹⁹。そのことから、同法第5条第2号の「商品又は役務の価格その他の取引条件」について、「実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される」表示（有利誤認表示）に該当しうる。

本件のインターネット広告の景品表示法違反該当性を判断する上で参考となるのは、消費者庁が令和4年3月3日に公表した、「セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォードに対する景品表示法に基づく措置命令について」である。これによると、「顔・VI0含む全身脱毛62部位が月額1,409円」「最短3カ月で脱毛完了」等の表示につき、実際には3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額が64,790円以上であったにもかかわらず、あたかも本件役務が最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額を4,227円であるかのように表示していたとして、同法第5条第2号の有利誤認に該当すると判断されている。

(5) 本件に特徴的な法的問題

ア 価格設定について

本件では、すでに述べたように最初の4回目までが有料役務で、5回目以降は無料サービスであるという価格設定がされている。このような事業者の設定についての問題はすでに述べた通りである。しかし、契約自由の原則（民法第521条）からすると、契約当事者は契約内容やその対価を強行法規や公序良俗に反しない限り、自由に定めることができるという点から見て、今回の価格設定をどのように評価できるかが問題となる。

実際には、例えば、「初回無料」のキャンペーンで消費者に「お試し」してもらう

¹⁸ 本報告書3ページの「2(1)イ(ウ)」参照

¹⁹ 本報告書3ページの「2(1)イ(フ)及び(イ)」参照



令和4年3月3日

**セブンエー美容株式会社、株式会社ダイシン及び株式会社エイチフォーに対する
景品表示法に基づく措置命令について**

消費者庁は、本日、セブンエー美容株式会社（以下「セブンエー美容」といいます。）、株式会社ダイシン（以下「ダイシン」といいます。）及び株式会社エイチフォー（以下「エイチフォー」といいます。）に対し、各社が供給する脱毛施術の役務に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1ないし別添3参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

番号	名称 (法人番号) 代表者	所在地	設立年月	資本金 ^注 (万円)
1	セブンエー美容株式会社 (法人番号 9290001038011) 代表取締役 久田 拓儀	福岡市中央区天神二丁目7番6号	平成22年2月	300
2	株式会社ダイシン (法人番号 1290001029587) 代表取締役 久田 拓儀	福岡市中央区天神二丁目7番6号	平成19年6月	900
3	株式会社エイチフォー (法人番号 7011001117593) 代表取締役 久田 章恵	福岡市中央区天神二丁目7番6号	平成29年7月	900

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

全身のうち62部位を対象とする脱毛施術に係る役務（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

^注 いずれの会社も令和4年3月現在。

各社の自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

a セブンエー美容及びダイシン

別表1 「表示日」欄記載の日

b エイチフォー

別表2 「表示日」欄記載の日

(ウ) 表示内容

a セブンエー美容及びダイシン (別紙1)

例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表1 「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。

b エイチフォー (別紙2)

例えば、令和2年3月26日に、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、別表2 「表示日」欄記載の日に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。

イ 実際

3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。

(3) 命令の概要

ア セブンエー美容及びダイシン

(イ) 前記(2)アの表示は、それぞれ、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(ウ) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(エ) 今後、同様の表示を行わないこと。

イ エイチフォー

(イ) 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

(ウ) 再発防止策を講じること。

(エ) 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局九州事務所取引課

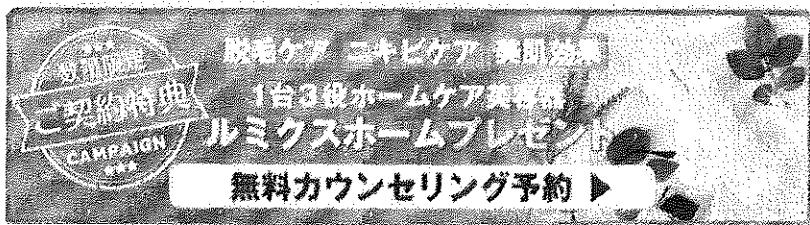
電 話 092(431)6031

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/



全身脱毛
税込
¥3,300
初月 ¥0

顔・VIOもまるごと全身最短6ヶ月!



※全身脱毛6回プラン[36回払い]の毎月のお支払い金額です。
総額:118,800円(税込)

目指せ
美Body♡



最短6ヶ月で卒業!

全身脱毛



こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。

顔+デリケートゾーンを含む

本当の全身脱毛

月額 3,300 円 (税込)※

初月
0 円

今すぐ！

無料カウンセリング予約



※ 全身脱毛6回プラン[36回払い]の毎月のお支払い金額です。

総額：118,800円(税込)

SPECIAL GIFT
CAMPAIGN

こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。



今なら、脱毛コースご契約の方に

LUMIX HOME

— 1台3役ホームケア美容器 / ルミクスホーム —

脱毛ケア

ニキビケア

美肌効果

008-300 大阪西岸

⚠ 数量 2000 個限定!! お急ぎください

プレゼント!!

サロンクオリティを自宅で簡単に実現！ いつでも美活できちゃいます♪

◆18回以上の脱毛コースをご契約の方限定 ◆数量2000個限定、なくなり次第終了 ◆1回目の施術の際に渡しいたします

*

こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。

ラココは

信頼と実績で選ばれています！

No.1

予約が取りやすい
サロン

No.1

美肌効果のある
サロン

No.1

脱毛効果が実感
しやすいサロン

*1,000人の脱毛サロン利用経験者（15～49歳、女性）を対象にアンケート実施
(実施年度：2021年7月、調査協力：GMOリサーチ株式会社)

ラココの実現ものPOINT!!

施術が
超早い!!

だから、

1回30分

30分

こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。

【】

お出かけの前後に

低価格で
お扱いならぬ

かかる費用は、月額3,300円(税込)*

追加費用なしでお手軽スタート!!

痛くないから、

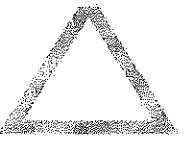
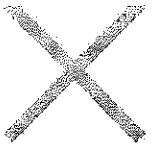
怖くない!!



こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。

お問い合わせ

LACOCO



痛みが強く　輪ゴムで弾かれる　痛みはほんなく
麻酔をすることも　ような痛み　温かい程度

肌ダメージも弱いから 敏感肌の方こそ
お試しください！

痛みはなく
今すぐ始められる！

【初月0円】

顔+デリケートゾーン
を含む

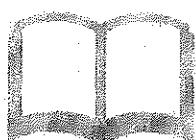
こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。

全身脱毛

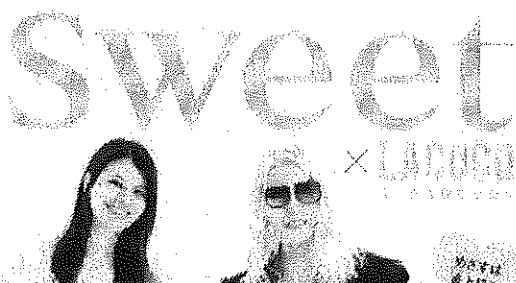


※全身脱毛6回プラン[36回払い]の毎月のお支払い金額です。

総額：118,800円(税込)



人気雑誌でも話題!!



こちらのバッジをクリックすると、
お知らせを再度表示します。

